

社会福祉法人保内園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人保内園（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び費用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 理事会及び評議員会に出席した役員及び評議員には、別表1により報酬及び実費弁償を支給する。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 理事長の報酬は、職務内容を総合的に勘案し、別表2により支給する。

ただし、第3条及び第5条による報酬及び実費弁償費は支給しない。

2 理事が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たったときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支給する。

3 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導若しくは監査の業務、又は理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たったときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支給する。

4 評議員が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たったときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支給する。

(評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第5条 評議員選任・解任委員会に出席した評議員選任・解任委員には、別表1により報酬及び実費弁償費を支給する。

(苦情解決第三者委員の報酬)

第6条 法人及び施設に係る苦情解決のための業務に当たった苦情解決第三者委員には、別表2により報酬及び実費弁償費を支給する。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人業務のため出張するときは、別表3により旅費を支給する。

2 旅費は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第8条 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条、第5条及び第6条の規定により業務に当たったときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬及び実費弁償費は支給しない。

2 法人及び施設の職員を兼務する役員及び委員は、この規程を適用しない。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬等の支給時期は、次の各号の区分に応じて定める時期とする。

2 第4条第1項の支給は、毎月28日(ただし、その日が日祭日又は取引金融機関の休業日に当たる場合には、その前日)に本人名義の金融機関の口座に振り込みにより支給する。

3 第4条第2項、第3項、第4項及び第5条、第6条、第7条については、その都度現金により支給する。

(公表)

第10条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条・第 5 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会	3,000円	2,000円
評議員会	3,000円	2,000円
評議員選任・解任委員会	3,000円	2,000円

別表 2 (第 4 条・第 6 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長	月額 20,000円	
理事及び評議員	日額 3,000円	2,000円
監事	日額 3,000円	2,000円
苦情解決第三者委員	日額 3,000円	2,000円

別表 3 (第 7 条関係)

区分	旅 費		
	報 酬 (1日につき)	宿泊料	交通費
役員 評議員	3,000円	実 費	実 費